

1 業務名

京都市立学校体育館等空調整備計画策定支援業務委託

2 業務の目的

京都市（以下「本市」という。）の学校体育館空調について、昨今の猛暑を鑑み、体育の授業や運動部活動時の熱中症対策、また災害による避難時の安心安全な生活環境向上の観点等から年々必要性を増している状況であり、国においても学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から交付金制度が新設されるなど、学校体育館等への空調整備を加速する方針が示されており、本市も本格的に整備計画の検討を進める。

本業務委託は、体育館及び武道場への空調設備整備に向けた、整備内容、スケジュールなどの整備計画策定について、事業の円滑な推進に向けた支援業務を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 対象

京都市立小・中・義務教育学校・高等学校・総合支援学校（別紙「対象校」のとおりの体育館及び武道場

(2) 現状把握（図面等による机上調査）

ア 体育館・武道場の立地・形状・構造

(ア) 建築年、アリーナ面積、構造等の建物情報の確認

(イ) ギャラリーの形状等空調設置に必要な情報の調査

イ 断熱性

(ア) 壁、床、屋根の断熱材の有無、厚さの調査

(イ) 窓の仕様の調査

ウ 設備類

(ア) 都市ガスの引込み状況の調査

(イ) 電気設備（受電容量・仕様、既存盤位置、予備回路を含めた負荷への送電状況）の調査

(ウ) ドレン排水先の調査（付近の雑排水系統の存在の有無）

(エ)（空調設置済みのみ）空調設備仕様の調査

(3) 空調等の標準仕様の検討

次の各号に基づく検討を行い、最適かつ標準的な空調設置案及び優先順位等の考え方を整理する。

ア 最適な空調システムの比較検討

(ア) 電源自立型GHP、EHP等熱源の比較検討

(イ) LPガス、都市ガス、併用型の比較検討

(ウ) 室内機側（標準エアコン、輻射パネル、ダクトタイプ等）の比較検討

イ 空調能力の検討

他都市調査や熱負荷計算等を踏まえた、空調能力の検討・提案

ウ 避難所利用としての設備検討

避難所運営に必要な電気容量、送電負荷及びその確保に向けた検討・提案

エ 室内機設置場所等の検討

構造等の条件を整理し、最適な設置場所や形式を検討する

オ 経済的、効果的な断熱性能の検討

文科省補助（空調設備整備臨時特例交付金）を活用するための断熱性の確保に向けた検討・提案

カ 想定ガスルートの検討

単独引込みの可否、既存引込み利用の場合の増径の検討

キ 電気設備の検討

(ア) 既存受電設備から空調までの電源確保（単独引込みの可否を含む）

(イ) 停電時における災害時想定負荷への送電検討

ク 室外機設置場所の検討

最適な位置のプロット

ケ ドレン放流先の検討

(4) 年次計画、概算事業費の検討（概要版）

ア 前2号を踏まえ、各校・分類ごとに事業費を概算

イ デザインビルド発注の適否の検討

デザインビルドとして発注しない施設の条件整理を行う

ウ 年間施工数の検討

エ 年間経費の算定

オ 整備時期前倒し可能性の検討

(5) 現地調査

サンプル校（対象は現状把握等が提出された後に指定）の現地調査を実施し、適否を確認及び修正（60校程度）

ア インフラ（ガス、排水、電気）

イ 室外機設置

ウ 配管・配線ルート

エ 電気設備

(6) 年次計画（実施方針・実施計画）の策定

ア 年次計画、整備方針策定

イ 次年度整備校の選定

ウ 各年度の整備計画案の策定

(7) デザインビルドの発注仕様書の作成

5 業務スケジュール

※以下に目安を示す。

項目	時期
現状把握、空調等標準仕様の検討	令和7年5月～8月末
年次計画、概算事業費の検討（概要版）	令和7年8月～9月末
現地調査	令和7年8月～12月末
年次計画（実施方針・実施計画）の策定	令和7年7月～令和8年3月中旬

6 成果品

以下を作成のうえ、本市に提出すること。

その他、業務を進めるうえで必要な資料も含む。なお、同項目は適宜合冊しても構わない。

項目	提出部数		データ形式
	紙	データ※	
現況リスト	3	1	Excel
仕様書（設計図書含む）	3	1	CAD・PDF・Word・Excel
断熱関連報告書	3	1	PDF・Word・Excel
空調設置案報告書	3	1	PDF・Word・Excel
電気設備報告書	3	1	Word 又は Excel
事業費積算報告書	3	1	Word 又は Excel
現地調査報告書 （現地調査した施設のみ）	3	1	PDF・Word・Excel
デザインビルド工程案	3	1	Word 又は Excel
発注仕様書案	3	1	Word 又は Excel
会議・打合せ議事録	—	1	Word

※電子媒体による成果品の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが存在しないことを確認した上で提出するものとする。